

佐伯創生推進総合対策事業伝統芸能・伝統文化枠補助金事業説明書

最終更新日 平成30年4月12日

1 補助対象事業

佐伯創生推進総合対策事業伝統芸能・伝統文化枠補助金交付要綱(以下「要綱」といいます。)第2条に定める目的を達成するためのソフト事業が対象となります。事業効果が特定の住民又は法人その他の団体のみに帰属する事業や特定の宗教活動又は政治活動を目的とした事業は補助対象事業として認められません。

この補助金を受けようとする年度と同じ年度に、佐伯市の実施する他の事業によって補助金や交付金等を受けている又は受けようとする場合は、当該事業の補助対象となりません(要綱第2条第2項第3号)。

当該事業における伝統芸能・伝統文化とは、地域に古くから伝わる音楽・舞踊・民族芸能・工芸技術・行事等の様式を指します。

2 補助対象経費

要綱第3条に定める補助対象経費とは、事業を実施するために必要とする経費のことです。

要綱第2条に定めるとおり、補助対象事業が、①映像、音声、紙媒体等による記録、②後継者の人材育成その他の伝統芸能又は伝統文化の保存を目的としたものとするため、具体的には次のものとします。

需用費

消耗品費、光熱水費、印刷製本費など

役務費

事業目的を達成するイベント時の広告費、通信運搬費、イベント時の保険料など

委託料

実施事業の内、専門性が高く、団体自らが行う事の出来ない事業への委託料。具体的には伝統芸能・伝統文化の録音・撮影・製本等を専門業者に委託をする場合をいいます。

※ただし、事業費のすべてが委託料となるような事業は認められません。

使用料及び賃借料

後継者の人材育成を目的とした練習や披露のための会場使用料、記録保存のための撮影・録音機器類の借上げなど

備品購入費

後継者の人材育成を目的とした衣服、道具等の購入費のうち、一式が1万円以上のもの。特に事業に必要と認める場合に限ります。

記録保存に使用する撮影・録音機材等の備品購入費は認められません。

【認められない経費】

「交際費に相当する経費」(要綱第3条第2項第2号)とは、弁当代や飲み物代等の食糧費、弔慰金、餞別、見舞金、イベント開催時の景品代等をいいます。

3 補助対象団体（事業主体）

補助対象団体とは、佐伯市内に本拠を有し、要綱第4条の各号をすべて満たす団体をいいます。

要綱第4条第2号に規定する「原則として1年以上の活動実績を有する団体」には、過去に1年以上活動をし、現在休止しているが伝統芸能・伝統文化を保存・継承するために活動を再開する団体を含みます。

4 補助回数

同一事業への補助金の交付は、通算して3回までとします（要綱第6条）。

事業の応募、審査、採択は年度毎に行います。したがって初年度に採択された事業であっても翌年度以降の分まで採択が確約されたものではなく、年度ごとに応募からの手続きが必要となります。

5 補助金の額

補助対象経費の5分の4以内とします。したがって、補助対象事業費の5分の1以上を補助対象団体で負担することが補助事業の条件となります。なお補助金額は1年度 50万円を限度とします。

6 応募

市の定める期限内に①『伝統芸能・伝統文化枠補助金事業計画書』、②『構成員名簿』、③『収支予算書』を提出してください。なお、応募は1団体につき1会計年度中に1事業のみとします。

7 審査及び事業採択

応募期間終了後、書類審査により市長が採択か不採択かを決定し、後日文書による通知をします。

8 事業採択決定後の申請手続き

採択された事業は、要綱と佐伯市補助金等交付規則に基づき、補助金の交付申請手続き等行っていただきます。

事業が完了した後は、完了した日から30日を経過した日又は事業を行った年度末日のいずれか早い日までに実績報告を行っていただきます。